

## 廃止措置プラントにおける定期事業者検査の考え方について

令和元年12月25日に、原子力規制委員会より、「新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に係る規則の経過措置について（実用発電用原子炉施設関係）（案）」が示された。この経過措置では廃止措置プラントも含めて、施行後最初の施設定期検査の実施時期が記載されている。経過措置及びこれまでの面談の内容等を踏まえ、廃止措置プラントにおける定期事業者検査について以下の通り整理した。

### 1. 定期事業者検査の実施時期について

施行日前日において施設定期検査を実施中の廃止措置プラントはない見込みであるため、定期事業者検査の実施時期は、以下の3ケースとなる。

#### (1) 施行日に廃止措置計画が審査中のプラント

- ・ **廃止措置計画の認可日を起点**に、13か月以内に定期事業者検査を開始する。

#### (2) 施設定期検査を要するものであって、施行日において施設定期検査を終了しているプラント

- ・ 施行日前の**施設定期検査終了日を起点**に、13か月以内に定期事業者検査を開始する。

#### (3) 施設定期検査を要しないプラント

- ・ **施行日を起点**に、13か月以内に定期事業者検査を開始する。

### 2. 施設定期検査対象外の性能維持施設の維持について

法令改正前（現状）において施設定期検査の対象外である性能維持施設については、性能確認が行われた日を、施行日以降最初の定期事業者検査の起点として考慮する。性能確認の結果については、原子力規制検査の中で確認いただくことで、透明性を確保できると考える。

### 3. 定期事業者検査の方法について

(1) 廃止措置計画本文六、七に記載する性能を確認するため、機能・性能検査、外観検査を定期事業者検査として実施する。

(2) 機能・性能検査は定期事業者検査期間中に毎回検査を実施する。外観検査は、供用炉において数年に1回検査を実施しているものについては、その周期を踏襲して検査を実施する。

(3) 消防法や労働安全衛生法等の法令要求に基づく検査等、定期事業者検査と検査周期が異なるものについては、その検査記録を用いて定期事業者検査として記録確認も可能とする。

### 4. 添付資料

- ・ 廃止措置プラントにおける定期事業者検査、点検の実施時期について（例）

廃止措置プラントにおける定期事業者検査、点検の実施時期について（例）

